## ~基礎から確認~

## EPA(経済連携協定)活用セミナー

## 一EPAの概要と特定原産地証明書の手続き一



日本では、現在12ヵ国(インド、インドネシア、シンガポール、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ)およびアセアンと経済連携協定(EPA)を締結しています。このEPAを活用することで、わが国から産品の輸出を行なう場合、多くの品目について相手国での輸入時に通常よりも低い関税率の適用を受けることができます。なお、この関税の優遇を受けるためには、特定原産地証明書の取得・提出が必要となります。

今回のセミナーでは、これから利用を検討したいとお考えの皆様、今年度から新たに特定原産地証明業務の担当になられた皆様、もう少しEPAについて理解を深めたい皆様等を対象に、わかりやすく解説をします。ぜひともこの機会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

■日 時:**平成25年6月7日(金) 13:30~16:30**(受付:13:00~)

■会場: **京都商工会議所 教室(2階)** <京都市中京区烏丸通夷川上ル>

京都市営地下鉄丸太町駅6番出口すぐ

■主 催:京都商工会議所·大阪商工会議所·神戸商工会議所

■共 催:日本商工会議所

■参加費:無料

■定 員:80名(先着順)

■内 容【第1部】

〇「我が国EPAの概要と取組みについて」

経済産業省 原産地証明室長 菊 池 真 二 氏

〇「EPAにおける原産地規則について」

財務省 関税局 原産地規則専門官 羽 田 弘 氏

## 【第2部】

- 〇「EPA特定原産地証明書について」(日本商工会議所 判定事務所から説明)
  - ① 手続の流れと申請の留意点
  - ② 申請までに必要な作業、労力など(EPA 利用企業の事例紹介)
  - ③ 申請画面の操作方法について
- ○質疑:応答
- ■申 込:下記参加申込書に必要事項をご記入のうえ、6月4日(火)までに FAX にてお申込み下さい。 なお、参加証は発行致しませんので、当日直接会場へお越しください。

(満席でご参加頂けない場合のみ連絡申し上げますので、お電話番号は必ずご記入下さい。) 1社複数名で参加頂けますので、記入欄が足りない場合はコピーのうえ、お申込みください。

※6月6日(木)、大阪商工会議所でも同様のセミナーを開催します。詳細は大商ホームページをご覧ください。 ⇒http://www.osaka.cci.or.jp/b/epa1306/

<お問合せ先> 会員部会員サービス担当 荻野、加藤 TEL 075-212-6411 FAX 075-231-8247

FAX. 075-231-8247 会員部会員サービス担当 宛

「EPA(経済連携協定)活用セミナー」(6/7) 参加申込書

事業所名	
参加者役職氏名	
参加者役職氏名	
電話番号	FAX番号